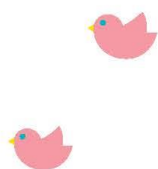


# 第2期 長門市子ども・子育て支援 事業計画



子どもの笑顔と  
成長は市民の宝

～子育て世代に選ばれるまちをめざして～



2020(令和2)年3月

長門市





## はじめに

我が国は、出生率の低下に伴い急速な少子化が進んでおり、本格的な人口減少時代を迎え、核家族化や地域のつながりの希薄化など地域環境も大きく変化する中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も多くなり、子どもや子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。更には都市部を中心に保育所に入れない深刻な待機児童問題など、多くの課題を抱えている状況であります。



こうした背景のもと、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が制定され、平成 27 年度からの子ども・子育て新制度が創設されたところです。

本市においても、新制度の目的や意義を踏まえ、将来を担う子どもたちが夢と希望を持ちながら健やかに成長していけるよう、そして、子育て家庭が安心して子育てができるよう、その道標として、平成 27 年 3 月に、「第 1 期長門市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、5 年間各種施策に取り組んできました。

この度、計画の改定時期を迎えたことから、「第 2 期長門市子ども・子育て支援事業計画」を策定したところであります。第 1 期計画の取り組み状況を踏まえ、子育て家庭への支援の充実や社会のグローバル化や技術革新に対応できる教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援をはじめ、諸施策を更に充実させていく内容としており、「子育て世代に選ばれるまち」を目指して、積極的に取り組んでまいり所存であります。

市民の皆様には、本計画の趣旨にご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定のため貴重なご意見やご提案をいただきました「長門市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様並びに関係者の方々に、衷心より厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

長門市長 江 原 達 也



## 目 次

<b>第1章</b>	<b>子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1	子ども・子育て支援事業計画の概要.....	1
2	第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について.....	3
<b>第2章</b>	<b>長門市の現状と課題</b> .....	<b>8</b>
1	子ども・子育てを取り巻く状況.....	8
2	アンケート調査結果にみる本市の特徴.....	12
3	第1期計画の検証・評価等からみた第2期計画の課題.....	14
目標1	子育て家庭への支援の充実.....	14
目標2	すこやかに生み育てる環境づくり.....	16
目標3	子どもの健全育成のための教育環境の整備.....	18
目標4	支援を必要とする子ども等への支援の充実.....	19
目標5	子育てと仕事の両立支援.....	23
目標6	安全・安心なまちづくりの推進.....	26
<b>第3章</b>	<b>子ども・子育て支援の基本的考え方</b> .....	<b>29</b>
1	基本理念.....	29
2	計画の基本的な視点.....	29
3	基本目標.....	30
<b>第4章</b>	<b>教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策</b> .....	<b>33</b>
1	教育・保育の提供区域の設定.....	33
2	定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策.....	33
3	地域子ども・子育て支援事業の提供体制.....	33
<b>第5章</b>	<b>実施計画</b> .....	<b>42</b>
1	計画の体系.....	42
2	主要施策の方向.....	43
目標1	子育て家庭への支援の充実.....	43
目標2	すこやかに生み育てる環境づくり.....	44
目標3	子どもの健全育成のための教育環境の整備.....	44
目標4	支援を必要とする子ども等への支援の充実.....	45
目標5	子育てと仕事の両立支援.....	46
目標6	安全・安心なまちづくりの推進.....	48
3	計画の推進体制.....	50
<b>資料編</b>	<b>.....</b>	<b>51</b>



# 第 1 章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

## 1 子ども・子育て支援事業計画の概要

### (1) 計画の背景と趣旨

国においては 2012（平成 24）年度に保育施設を多様化して保育給付の増大を目指す「子ども・子育て支援法」が制定されました。同法では、保育の給付・事業の需要見込量等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度を計画期間とする「長門市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、長門市の豊かな自然の保全、地域の歴史や文化の伝承、既存の施設等の社会資源の活用を通して、子どもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めてきました。

この間、一層の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の増加による共働き家庭の増加、子どもの貧困問題、ひとり親家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

それに対応して、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となった更なる子育て支援に取り組むことが求められます。

このような時代の流れを踏まえ、本市の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ地域社会の支援を一層受けながら、第 1 期計画を引き継ぎ、さらに充実を図るため「第 2 期長門市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組をみんなで推進する国民運動計画「すこやか親子 21(第 2 次)」(2015(平成 27)年度～2024(令和 6)年度)の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、本計画は、「長門市総合計画」の個別計画として位置づけ、「長門市地域福祉計画」「長門市障害者プラン」「長門市障害(児)福祉計画」「ながと男女共同参画計画」「長門市食育推進計画」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

### (3) 計画の期間

本計画は、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

### (4) 計画の対象

本計画の対象は、すべての子ども（18歳未満）とその家庭、地域、企業、関係機関等すべての個人及び団体となります。第1期計画と同様、これらの個人及び団体同士の連携とともに、行政が連携して協働しながら、子どもを生み育てやすいまちづくりを進めていきます。





## 2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

日本における合計特殊出生率は、1975（昭和 50）年に 2.0 を下回って以来、低下傾向で推移し、近年では微増傾向にあったものの、再び低下傾向に転じ、2017（平成 29）年時点において 1.43 となっています。

子育てに関連する法律についてみると、2005（平成 17）年から 10 年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法が 10 年延長され「次世代育成推進行動計画」については策定が任意化されるとともに、2012（平成 24）年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法により 2015（平成 27）年度から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、子ども・子育て支援法による新たなステージへと移行しました。

また、国では 2014（平成 26）年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、2014（平成 26）年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困削減に向けた取組が今まで以上に求められています。

これらを踏まえた第 2 期計画策定にあたっての国の動向は以下のとおりです。

### （1）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改訂方針について

■2016（平成 28）年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項についての見直し。

- ・2016（平成 28）年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（2018（平成 30）年 7 月 6 日・厚生労働省子ども家庭局長通知）、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（2018（平成 30）年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等の反映（第三の三 2（一）、四 5（一）・（二）関係）

■市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第

三の二 2(二)(1)関係)

- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等にあたり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二 2(二)(1)関係)

- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加すること。(第三の三 2(三)関係)
- ・障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四 5(四)関係)
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六 3関係)

- 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。
  - ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二 4関係)

- 2016(平成 28)年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項についての見直し。
  - ・2016(平成 28)年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(2018(平成 30)年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(2018(平成 30)年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三 2(一)、四 5(一)・(二)関係)

- 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一 6、別表第三の三関係)

## （２）次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」の改正については、次のとおりです。

- 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2014（平成26）年11月に告示し、2015（平成27）年4月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村等行動計画」という。）を策定することができることとされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。
- 指針では、市町村等は、「前期行動計画に係る必要な見直しを2019（令和元）年度までに行った上で、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度を期間とする後期行動計画を策定することが望ましい」とされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するに当たり、指針の見直しを行う。
- 新・放課後子ども総合プランの策定等、2015（平成27）年度以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正と同様のスケジュールを進める予定。

### 【次世代育成支援対策推進法の趣旨】

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

### (3) 幼児教育・保育の無償化の制度について

#### ① 総論

##### ○ 幼児教育・保育の無償化の趣旨等

- ・ 2019（令和元）年10月の消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換した。幼児教育・保育の無償化をはじめとする負担軽減措置による少子化対策が重要と位置づけられた。
- ・ 現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の保育所、幼稚園、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法（2012(平成24)年法律第65号。以下「支援法」という。）の改正により、新制度の対象外である幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講じた。
- ・ 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

#### ② 対象者・対象範囲

##### ○ 保育所、幼稚園、認定こども園等

- 3～5歳：保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
- 0～2歳：地域型保育及び上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化  
※子ども・子育て支援法に基づく地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象である。

##### ○ 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化

##### ○ 認可外保育施設等

- 3～5歳：  
保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：  
保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化
- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
  - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
  - ・ 市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等についての必要な法制上の措置 ほか

### ③財源

#### ○負担割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※ただし、公立施設（保育所、幼稚園、認定こども園）は市町村等10/10

#### ○財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019（平成31）年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：2018（平成30）年度・2019（平成31）年度予算を活用して対応

### ④就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援（障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 保育所、幼稚園、認定こども園等とこれらの発達支援（障害児通園施設）の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象



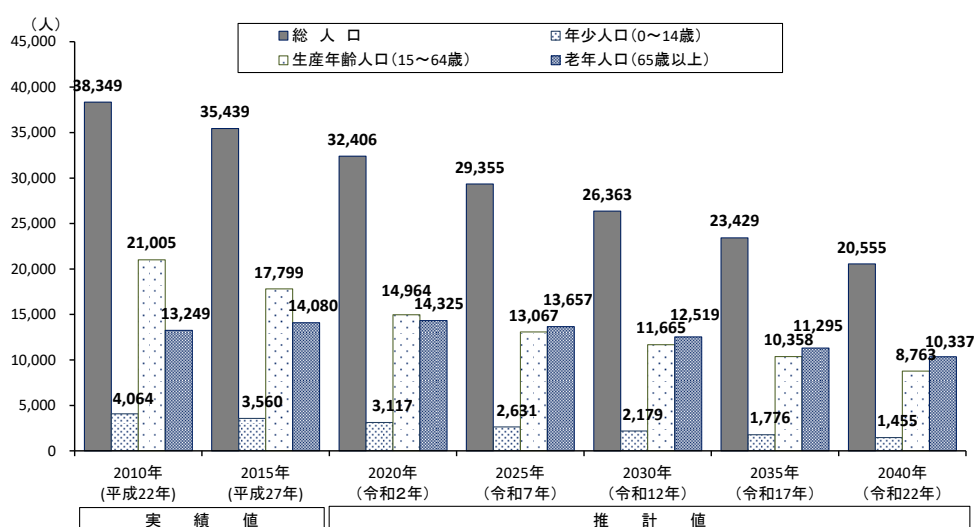
## 第2章 長門市の現状と課題

### 1 子ども・子育てを取り巻く状況

#### (1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

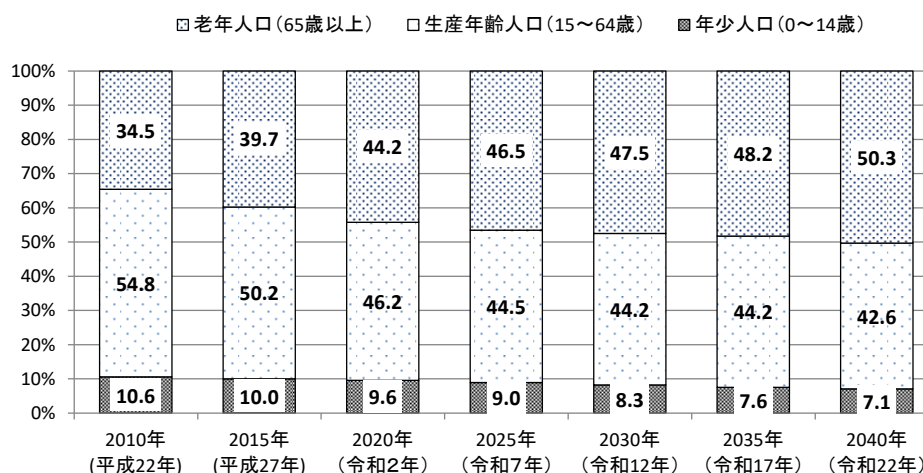
- 本市の総人口は、2015（平成27）年には35,439人ですが、その後は一貫して減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口は減少し、65歳以上の老年人口は2020（令和2）年の14,325人をピークに減少傾向で推移すると推計されています。
- 2040（令和22）年には高齢化率が50.3%になると推計されています。

■ 総人口・年齢区分別人口の推移と予測 ■



資料: 2015（平成27）年までは国勢調査実測値、2020（令和2）年以降は国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」とする）推計値

■ 年齢区分別構成比の推移と予測 ■

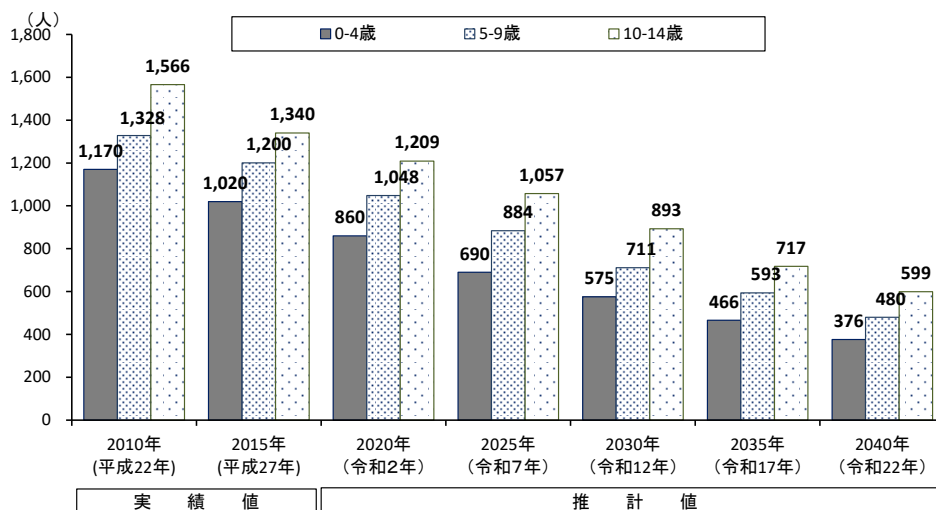


資料: 2015（平成27）年までは国勢調査実測値、2020（令和2）年以降は社人研推計値

## (2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

- 本市の2015(平成27)年の0~4歳人口は1,020人、5~9歳人口は1,200人、10~14歳人口は1,340人ですが、3つの年代ともにその後は一貫して減少すると推計されています。

■14歳以下3区分別人口の推移と予測■

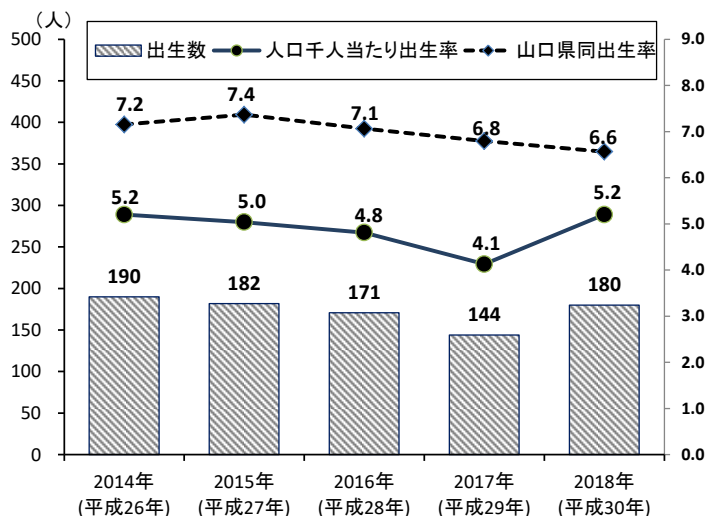


資料: 2015年(平成27年)までは国勢調査実測値、2020年(令和2年)以降は社人研推計値

## (3) 出生数

- 本市の出生数は、2014(平成26)年の190人から2017(平成29)年の144人まで減少していたものの、2018(平成30)年には180人と増加に転じています。
- 人口千人当たり出生率は、2014(平成26)年の5.2%以降減少していたものの、2018(平成30)年には5.2%に回復しています。各年ともに山口県に比べると低くなっています。

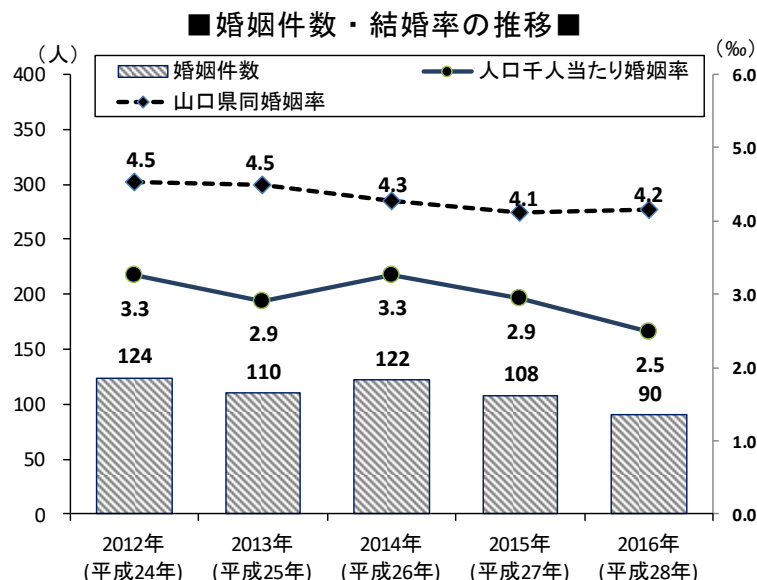
■出生数の推移■



資料: 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

#### (4) 婚姻件数・婚姻率

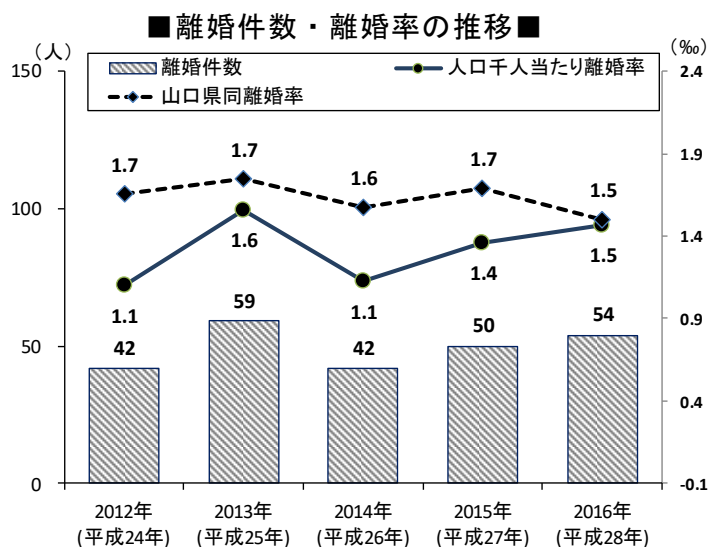
- 本市の婚姻件数は、2012（平成24）年の124件から2016（平成28）年の90件に増減を繰り返しながら減少しています。
- 人口千人当たり婚姻率は、おおむね3.0‰前後で推移していますが、各年ともに山口県に比べると低くなっています。



資料:山口県保健統計

#### (5) 離婚件数・離婚率

- 本市の離婚件数は、2014（平成26）年の42件を底に増加傾向で推移しています。
- 人口千人当たり離婚率は、平成24年の1.1‰から増減を繰り返し、2016（平成28）年の1.5‰に増加しています。山口県に比べると低めに推移していましたが、2016（平成28）年には同等となっています。

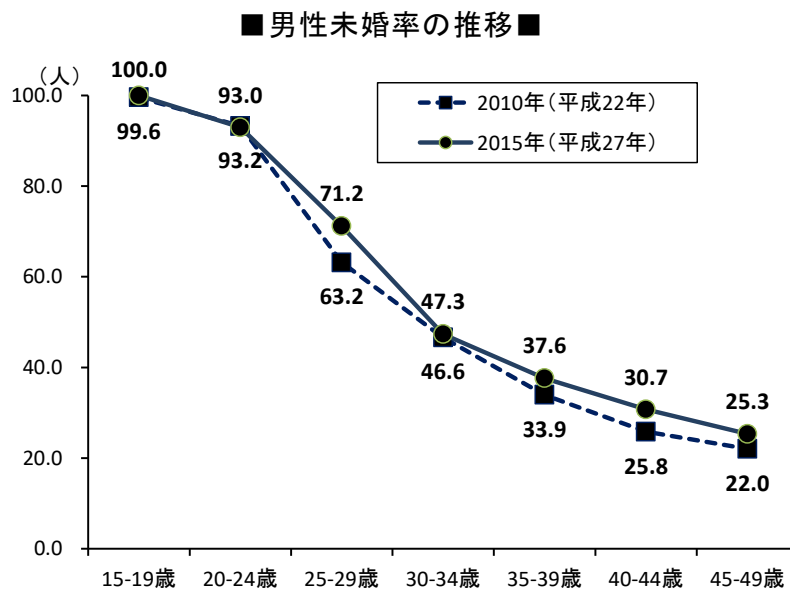


資料:山口県保健統計



## (6) 男性未婚率

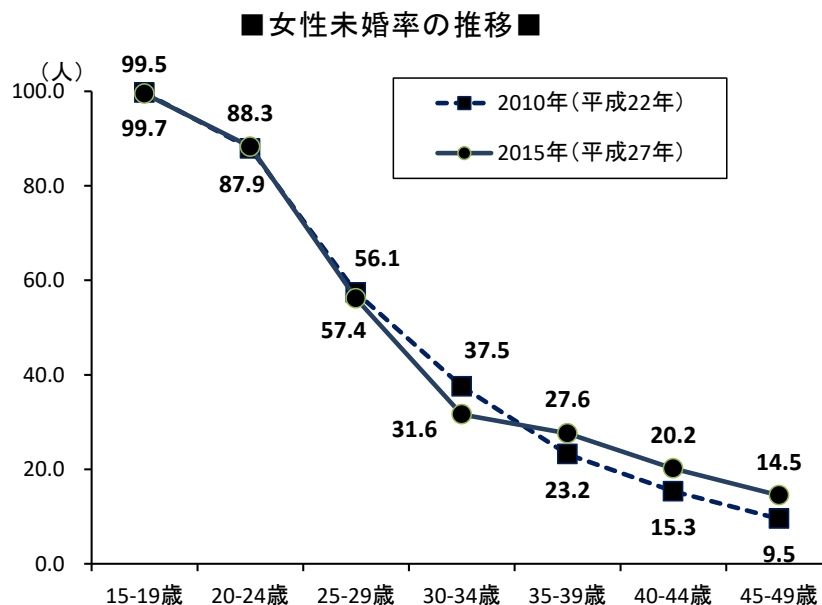
●本市の男性未婚率は、2010（平成22）年では20-24歳で93.2%ですが、45-49歳では22.0%となっています。2015（平成27）年では20-24歳で93.0%ですが、45-49歳では25.3%となっています。



資料:国勢調査

## (7) 女性未婚率

●本市の女性未婚率は、2010（平成22）年では20-24歳で87.9%ですが、45-49歳では9.5%となっています。2015（平成27）年では20-24歳で88.3%ですが、45-49歳では14.5%となっています。



資料:国勢調査

## 2 アンケート調査結果にみる本市の特徴

### (1) 調査の概要

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1.調査対象者と抽出方法	市内に居住する就学前児童のいる世帯の保護者を対象とし、1,200人を住民基本台帳より無作為に抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。	市内に居住する小学生のいる世帯（就学前児童のいる世帯を除く）の保護者を対象とし、700人を住民基本台帳より無作為に抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。
2.調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
3.調査期間	2019（平成31）年1月	2019（平成31）年1月
4.回収状況	配布数 1,200 回収数 653 回収率 54.4%	配布数 700 回収数 344 回収率 49.1%

### (2) 調査結果（主要調査項目）

（注）前回調査は2013（平成25）年12月に実施。

#### ①就学前児童

##### ●母親の就労状況

「フルタイム・アルバイト等」で就労している母親は75.0%と前回調査（62.5%）に比べ増えています。

現在、就労していない母親でも7割以上は、何年か先には就業したいという意向をもっています。

##### ●平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

現在、保育所や幼稚園等の教育・保育事業（施設）を定期的に利用しているのは、71.5%です。

その内訳としては、「認可保育所」が41.8%で最も多く、次いで「認定こども園」が20.1%、「幼稚園」が9.2%となっています。

前回調査に比べると「認可保育所」「幼稚園」が減少し、「認定こども園」が増えています。

##### ●病児・病後児保育

病気やけがで保育所や幼稚園が利用できなかったことは、「あった」（76.7%）が高く、この際の対処方法として、「母親が仕事を休んだ」（51.0%）、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」（34.9%）となっています。

「病児・病後児保育を利用した」は 10.5%となっています。

母親又は父親が休んで対処した人のうち、できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」は 25.5%となっています。

●一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期の就労等の理由で利用する必要性についてみると、「利用したい」が 34.0%となっています。前回調査（27.7%）に比べやや増えています。

●放課後児童クラブの利用意向

小学校低学年になったら過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も多く 53.8%となっています。次いで「自宅」49.5%、「習い事」33.0%です。

「放課後児童クラブ（学童保育）」は、前回調査では 44.6%でしたので、今回かなり増えています。

●子育てにおける悩み・不安

「病気や発育・発達に関すること」が 40.4%と最も高く、次に「子どもの教育に関すること」（38.0%）となっています。

②小学生児童

●放課後児童クラブの利用意向

小学校低学年のうちに過ごさせたい場所は、「自宅」が 59.6%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」36.3%、「習い事」32.3%となっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」は、前回調査では 29.9%でしたので、今回やや増えています。

●現在通っている放課後児童クラブに対して重視する項目

「利用できる曜日や時間」（61.6%）が最も高く、次いで「子どもへの接し方、指導内容」（49.6%）となっています。

一方で、「悩み事などへの相談対応」（4.8%）、「保護者への要望・意見への対応」（5.6%）は低くなっています。

●子育てにおける悩み・不安

「子どもの教育に関すること」が 39.0%と最も高く、次に「病気や発育・発達に関すること」（28.8%）となっています。



### 3 第1期計画の検証・評価等からみた第2期計画の課題

#### 目標1 子育て家庭への支援の充実

##### ①子育て支援サービスの充実

##### 【第1期の方向性】

本市では、地域子育て支援センターの園庭開放をはじめ、子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かり等を実施しています。

今後とも、地域子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。

また、子育て中の親子や子育て経験者等が、気軽に交流できる地域の子育て支援の場づくりや高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

また、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実を通して、不規則な保育ニーズへの対応等、すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実を図ります。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握をもとに、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。

##### 【第2期の課題】

- 子育て家庭や小中学校の様々な相談や支援に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員が家庭や学校を訪問していますが、「フォローアップ」を確実に行う必要があります。
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員との間で情報共有を図る必要があります。
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員が開催する会に積極的に外部の人に入ってもらう仕組みをつくる必要があります。
- ファミリー・サポート・センターの活動件数は減少傾向であり、地域の子育て支援に対する意識向上や人材等をはじめとした基盤を整える必要があります。
- 共働きの家庭が増えると予想されることから、病児保育施設の人員の確保等、子育てしやすい環境づくりが必要となっています。
- 地域子育て支援センターは、地域に密着した子育て支援の場として、引き続き、充実に努める必要があります。
- 母子保健推進員が、地域ぐるみの子育て支援の担い手として、引き続き、活動の充実が図れるよう、今後も連携強化と情報共有をする必要があります。

## ②経済的負担の軽減

### 【第1期の方向性】

本市では、保護者の子育てに係わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続して進め、充実を図るとともに、生まれる前からの支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や多子世帯への支援等の充実に努めます。

### 【第2期の課題】

- 不妊治療に係る費用負担の一部助成を継続する必要があります。
- 要・準要保護児童生徒就学援助制度を全家庭に周知するため、文書を配布していますが、更なる周知の方法を検討する必要があります。
- 子育て世代を支援するため、乳幼児医療費助成や子ども医療費助成の対象年齢の拡大等、制度の拡充を検討する必要があります。
- 高校生の支援や通学費の支援については、助成の対象となる世帯の範囲が広がったため、広報やホームページ等を活用し事業の周知を行う必要があります。

## ③相談体制、情報提供の充実

### 【第1期の方向性】

地域との関わりの希薄化や核家族化の進行等により、身近で気軽に相談できる相手が少なく、孤立による子育てへの不安感の増加等を背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻となっています。

特に妊婦の時期は、産後、子どもが1、2歳になるまでの生活スタイル等がイメージしにくく、地域子育て支援センター、子育てサロン等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に悩む母親も少なくありません。このような状況を踏まえ、出産前からの相談体制、情報提供のあり方を検討します。

さらに情報提供については、既存のパンフレット等の有効活用のほか、スマートフォン等携帯端末を活用した相談受付や子育てイベント・子育て教室への参加予約等がネット上でできる等、多様な手法を検討します。相談体制については、保育コンシェルジュの役割をもち、親しみやすく、気軽に相談できる窓口体制の充実を図ります。

### 【第2期の課題】

- 妊娠期から出産、子育て期へと、切れ目のない支援を行う必要があります。そのため、関係機関との連携体制の充実を図り、安心して子育てできる環境づくりに努める必要があります。
- 年々相談内容の多様化、複雑化が一層深刻となっており、相談に対して関係する機関との協力・連携を図り、一層のきめ細かな対応を図る必要があります。
- 市HPや広報等を通じ、子育て家庭関連の情報を提供していますが、スマートフォンを活用した情報提供等も検討する必要があります。

## 目標2 すこやかに生み育てる環境づくり

### ①親子の健康維持への支援

#### 【第1期の方向性】

子どもを生み、安心して健やかに育てるため、そして生涯を通して健康を維持するためには、母子保健は欠かせないものです。

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付時の相談体制を充実し、若年及び高齢の妊産婦や育児不安の強い母親の悩みに対する対処方法を検討し、適切な支援を行います。健やかな子どもの成長と親が安心して子育てができる環境整備のため、母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する事業や訪問相談の一層の充実に努めます。

また、小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を実施し、受診率を100%とし、病気等の早期発見に努めるとともに、安心して子育てできるよう、小児医療体制の充実等に努めます。さらに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。

#### 【第2期の課題】

- 母子保健コーディネーターが作成する特定妊婦に対する支援プランに基づく、関係機関との切れ目のない支援、必要なサービスの充実が必要です。また、妊産期及び乳幼児期の健康管理において重要な妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の受診率100%を目指して、今後も実施する必要があります。

### ②食育の推進

#### 【第1期の方向性】

楽しい食事は健康な身体をつくるだけでなく、望ましい生活習慣の基本となるものです。そのためにも、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

また、子どもの健康や適切な食習慣に関する料理教室の開催や、保育所における「食育」の推進を通して、小児期からの生活習慣病の予防と、適切な食習慣の確立を図ります。



## 【第2期の課題】

- 長門市食育推進会議を主体として、長門市食生活改善推進協議会、関係団体と連携して、食の重要性や食習慣の大切さを啓発し、住民の健康保持増進を図る必要があります。
- 野菜等の農作物を栽培し、調理、食することにより、農業の大切さや野菜の知識を増やす取組を行っていましたが、生活改善実行グループの会員の減少により、取組ができなくなってきています。
- 暮らしに木を取り入れた取組等により、子どもや子育て世代に選ばれる長門になるよう努める必要があります。また、長門おもちゃ美術館や誕生祝い品、木育プログラム等を継続実施する必要があります。
- 長門市水産物需要拡大総合推進協議会を通じて、長門の水産物を活用した健康・食育活動を行う必要があります。
- 学校での指導を家庭での実践に結びつけるため、関係部署の協働が必要となっています。
- 子どもの食習慣は親の食生活から大きく影響を受けているため、保護者向けや親子で取り組める食育活動を推進する必要があります。

## ③思春期の保健対策の強化

### 【第1期の方向性】

スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、子どもを取り巻く環境は一層多様化、複雑化しており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが正しい知識をもち、適切な対応がとれるよう、学校との連携を図りながら啓発活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスがとれた成長を促すために、発達に応じて性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。

### 【第2期の課題】

- 小中学校の児童生徒の薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図るため、学校、家庭、地域が連携した持続可能な取組を行うため、学校運営協議会やPTAでの取組を活性化する必要があります。
- SNSの影響は多岐にわたることが多いため、本人や保護者向けの正しい情報を届ける活動を家庭教育へも広げる必要があります。

## 目標3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

### ①学校における教育環境の整備

#### 【第1期の方向性】

個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等の「生きる力」を身につけさせます。

さらに豊かな人間性を育むため、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対しての責任感を認識できるよう、また生命の尊さや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義等を教育・啓発するため、乳幼児とふれあう機会の提供や、キャリア教育の一層の推進等指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童生徒の心の問題にも対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

学校評議員制度や学校評価を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高める等地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。

また、学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、様々な世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

#### 【第2期の課題】

- 学校施設の耐震化は完了していますが、約5割の施設が建築後30年以上を経過して老朽化が進んでいます。学校施設の劣化診断及び評価を行い、建築から解体までのライフサイクルコストの削減や、施設改修の優先度を勘案した「長門市学校施設長寿命計画」に基づいて、効率的・継続的な学校施設の改修を進めていく必要があります。
- 学校運営協議会の3つの機能である「学校運営」「学校支援」「地域貢献」に基づいた学校運営協議会や地域協育ネットの取組を本市の特徴として活性化する必要があります。
- 教育支援センターで、センター相談員が不登校児童生徒や保護者、教職員への相談・支援をしていますが、児童生徒を取り巻く環境の複雑化や不登校児童生徒の増加等に対して、専門的かつ組織的な対応が可能となるよう、多様な相談体制を整えることが重要であります。
- 子どもがスポーツに親しむ機会を増やし、定期的・継続的に体を動かすことができるスポーツ環境の充実を図る必要があります。



## ②家庭の教育力の向上

### 【第1期の方向性】

昨今、家庭における教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。

本市では、保護者を対象とした講座や講演会等を活用し、基本的な生活習慣や親としての役割、子どもとの関わり方の気づきを促す学習機会の充実を図るとともに、親同士の関係づくりや家庭及び地域の教育力の向上に取り組みます。

### 【第2期の課題】

●核家族化が進んでおり、家庭教育への支援が今後も一層求められることから、家庭教育力を支援することで教育力の向上を図る必要があります。

## 目標4 支援を必要とする子ども等への支援の充実

### ①児童虐待防止対策の充実

#### 【第1期の方向性】

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、早急に児童相談所に支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

#### ◆相談体制づくりや関係機関との連携強化

本市における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の担当課のほか、児童相談所、健康福祉センター、児童委員、保育所及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、NPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加と更なるネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や講習会への参加等を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求める等、県との連携強化を図ります。

#### ◆発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、市内の児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

#### ◆社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたっては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用に努めます。

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。



### 【第2期の課題】

- 相談体制づくりや関係機関との連携強化については、長門市少年安全サポーターにより児童虐待についての状況を把握し、警察等の関係機関との連携を図っており、今後も連携を強化して、情報収集・共有を図る必要があります。また、要保護児童対策地域協議会では児童相談所等の関係機関と連携し、様々な児童のケースに対応しており、今後も連携強化を図る必要があります。
- 発生予防、早期発見、早期対応等については、妊娠中からの支援により虐待の発生予防に努めるため、医療機関との連携や乳児家庭全戸訪問を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦を早期に把握する必要があります。
- また、早期発見、早期対応を図るため、学校では個々の児童生徒の状況把握と現在も課せられている通告の義務を徹底する必要があります。
- なお、気になる児童については、相互に情報を共有して対応していますが、今後は医療機関や民間団体との連携が必要となっています。
- 依山湯の家との連携については、子育て短期支援事業を連携して行っており、今後も連携強化と情報共有をする必要があります。

### ②ひとり親家庭等の自立支援

#### 【第1期の方向性】

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育サービス及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

## 【第2期の課題】

- 母子父子自立支援員が生活支援のための相談対応時に保育サービス等の利用意向を聞いており、今後も連携強化と情報共有をする必要があります。

### ③障害のある子どもがいる家庭への支援

#### 【第1期の方向性】

障害のある子どもが地域とともに成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障害児に対する理解を深め、地域の障害児や障害児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

本市では、障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、広汎性発達障害、限局性学習症（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）等の発達障害を含む障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力を得ながら一人ひとりの希望に沿った教育上必要である適切な支援等に努めることによって、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に対する十分な情報提供に努めます。

併せて、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、総合支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に、発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知のほか、家族が適切な子育てができるための家族への支援を行う等支援体制の整備に努めます。

さらに、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、放課後児童クラブ等では、十分な人材を確保し、関係機関との連携を通して障害児の受け入れを推進します。

## 【第2期の課題】

- 乳幼児健康診査や5歳児すこやか相談会等の充実により、疾病等の早期発見、早期療育に努め、療育等に関する相談支援、訪問等による保健指導及び情報提供を行い、保護者の不安軽減、障害のある子どもの健全な発育・発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害、発達特性等に応じた専門的な医療や療育を提供する必要があります。

- 早期支援については、年齢が低い段階で適切な療育を始めるほどその効果は高くなり、成年期以降の社会適応能力も向上しやすいと言われています。そのため、療育の中核施設である児童発達支援センターの充実はもちろんのこと、家庭での適切な支援が可能となるよう「子育てナビ教室」の充実を図る必要があります。
- 児童発達支援センター等と連携しながら、保育所・放課後児童クラブ等への障害児受け入れ体制を充実する必要があります。
- 関係機関と連携しながら、保護者の希望に添えるようにするとともに、発達障害への理解促進や保育士のスキルアップを図る必要があります。
- 発達障害等の外見からは分からない特性については、理解が十分に得られないことがあるため、特性の内容や配慮等について正しい知識の啓発の充実を図る必要があります。さらに、特性のある子どもがいる家庭への支援として、経験を活かした「あしすとパートナー」によるピアカウンセリング事業を充実させる必要があります。



## 目標5 子育てと仕事の両立支援

### ①就業環境の整備

#### 【第1期の方向性】

##### ◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、社会全体で子育て家庭を支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、次のような施策の推進に努めます。

●仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等

●すべての企業において、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備の促進等

##### ◆事業主の取組の促進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

##### ◆ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。そのためには、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりが必要となっています。

併せて、子育てと両立できる働き方の実現のため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続していきます。また、父親が子育てに参加できるよう、父親の育児休業の取得促進、各種講座等の取組を行う等、職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解を含め、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。また、インターネットや広報等を通じて、子育てに関する理解の促進、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発等を推進します。

## 【第2期の課題】

- 子ども・子育て支援に取り組む企業等の情報収集を推進し、情報収集した企業の取組をインターネットでPRするとともに、表彰制度の導入等の検討や社会的評価の促進に努める必要があります。
- ワーク・ライフ・バランスについての調査結果では、ことばも内容も知っていると考えたのは20%にも満たしておらず、また、男性の育児休業取得の事例も少ない状況です。
- 働き方改革に関しては市内企業や団体においても普及してきていますが、父親の子育て参加や育児休業が取れる環境づくりには課題が多いため、企業や地域社会への意識啓発活動に取り組む必要があります。
- M字カーブは年々緩やかになっており、すべての年代において女性の就業割合は高い傾向になっていますが、働く上での障害に「家事等との両立ができない」とした女性男性双方の声に対応する必要があります。
- イクメンセミナー等の意識啓発に継続的に取り組む必要があります。また、子育てと両立できる働き方については、保育サービスの充実等環境面の充実に努める必要があります。

## ②保育サービスの充実

### 【第1期の方向性】

就労形態の多様化等、様々な社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かり等の保育サービスに対する保護者のニーズが増加しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需要計画を通して対応を図るとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがい、内容の充実に努めます。

また、休日保育については、日曜日や祝日に勤務がある職種も多く、実施に向けて引き続き検討していきます。

保護者からの要望が強い病児・病後児保育については、質・量両面でその充実に努めます。

さらに、食物アレルギー等を抱える幼児・児童の食事については、適切な対応を図るため、専門の人材確保や専用の設備等の充実が必要となっています。

### 【第2期の課題】

- 通常保育については、毎年必要な量の確保はおおむねできているものの、必ずしも全員を希望施設に受け入れることができているわけではありません。
- 2019（令和元）年10月に幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、保育施設の利用希望が増えることが予想されるため、各種の保育サービスを充実し保護者の希望に沿った保育の確保に努める必要があります。
- 食物アレルギー対応マニュアルに沿って対応していますが、アレルギー対応委員会で保

護者の意見を聞くとともに、給食等で間違いがないよう、チェック体制をはじめ細心の注意を払いながら対応する必要があります。

### ③放課後児童クラブの充実

#### 【第1期の方向性】

本市では、放課後や週末、長期休暇期間中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。

「小1の壁」問題が示すように、就学前児童の待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は深刻です。

今後は、優先の度合いを指数化（保育審査基準）する等、適切な受け入れにより保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、配慮を有する児童の受け入れや専門の指導員等人材の確保を図ります。



#### 【第2期の課題】

- 放課後児童クラブについては、待機児童を発生させない方針のもと、入会を希望するすべての児童を受入れて保育を実施していますが、支援員の雇用確保に努めるとともに、引き続き、適切な保育の提供により、保育が必要な家庭への支援を行う必要があります。



## 目標6 安全・安心なまちづくりの推進

### ①子育て家庭を支える地域社会の形成

#### 【第1期の方向性】

親子のふれあいや祖父母等との交流の中で身についた知恵や知識は、学校教育ではなしえないことです。

昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少ない現代の子どもたちに、基本的な生活習慣を伝えていくための取組が必要となっています。

そのためには、学校、家庭、地域の連携協力を推進し、各事業が有機的に連携する仕組みを作り、地域が積極的に子どもの教育や子育て支援に係わる環境づくりを進めていきます。

また、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に係わる人材の養成を図るとともに、子どもへの様々な体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。



#### 【第2期の課題】

- 地域総がかりで子どもを育てるため、地域と学校が連携・協働する必要があります。また、学校を核とした地域づくりのため、子どもたちを中心とした地域づくりにつながるよう連携強化に努める必要があります。
- 子どもに関わるボランティアや関係団体の活動への若年層の参加が少ないので、参加の促進を図ることが課題となっています。
- 子どもを地域で育てることの可能性の検討と併せて、家庭、地域、学校等の連携強化が図られるよう、各団体と協議する必要があります。

### ②子どもの安全の確保

#### 【第1期の方向性】

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察等の関係機関・団体が連携し、交通事故の減少に向けた取組を強化する必要があります。

交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を早くから身につけることが第一であるため、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、交通安全意識の向上に努めます。

併せて、チャイルドシートの使用効果及び使用法の普及啓発活動を推進します。



#### 【第2期の課題】

- 関係課や関係機関との連携体制を構築し、子どもの安全確保に努める必要があります。
- 通学路の状況は時刻による交通量や工事の影響等で変化するため、適宜点検を行い状況



把握する必要があります。

- 保育所、幼稚園周辺の危険箇所を洗い出して、対策会議を開催する等、子どもの安全確保に努める必要があります。

### ③犯罪等の被害を防ぐための環境の整備

#### 【第1期の方向性】

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々凶悪化する傾向にあることから、保護者にとっては大きな不安要因の一つとなっています。

本市においても、登下校時等の不安要因は、決して解消されるものではありません。子どもを犯罪等から守るために、防犯対策協議会の活動、地域の防犯パトロール等の防犯活動、防犯灯の設置等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

#### 【第2期の課題】

- 防犯パトロール講習会への職員参加、防犯カメラの設置等により、防犯対策を引き続き行う必要があります。
- 新入学児童を対象に防犯ブザーを引き続き、支給し、不審者等から被害を防ぐとともに、防犯意識の向上を目指す必要があります。
- 不審者情報の件数が増加しており、関係機関との情報共有を迅速かつ適切に行う必要があります。
- 少年安全サポーターの指導により、各校において効果的な防犯訓練が実施されるようにする必要があります。
- 保育所等への不審者の侵入等、犯罪は予測不可能な面もあり、色々なことを想定した訓練等に心がける必要があります。

### ④子育てを支援する生活環境の整備

#### 【第1期の方向性】

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、通学路に歩行者専用道路がない、道幅が狭い道路がある等、安全な道路環境とはいええない状況があります。

安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化等子どもや高齢者にやさしい計画的かつ効率的な道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や児童遊園等の計画的な整備と適切な管理を図ります。

## 【第2期の課題】

- 生活道路の整備については、通学路で危険箇所の抽出を行った対策を実施しており、今後も安全な道路環境に向け継続的な取組が必要です。
- 公園については、引き続き、関係機関と連携しながら定期的に安全点検を実施し、計画的な整備と適切な管理をする必要があります。



## 第3章 子ども・子育て支援の基本的考え方

### 1 基本理念

本市の「第1期子ども・子育て支援事業計画」では、国の基本方針を踏まえた、基本理念を考える上での基本的考え方として、「本市が目指す都市像との整合性」「子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提とし、本市において親が生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくり」「地域全体で子育てを応援する」を掲げ、この考え方をもとに理念が設定されました。

第2期計画にあたる本計画においても、第1期計画の基本理念を踏襲することとし、この基本理念の実現に向けて施策を展開していきます。

### 【基本理念】

子どもの笑顔と成長は市民の宝  
～子育て世代に選ばれるまちをめざして～

### 2 計画の基本的な視点

基本理念のもと、子ども・子育ての将来の姿を実現するための施策は、次の3つの基本的視点に沿うものとします。

#### 基本視点1 子どもと家庭を応援する

子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に、親が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てられるよう、すべての子どもと家庭への支援という視点に立った取り組みを進めていきます。

#### 基本視点2 子どもの夢と可能性を引き出す

本計画の推進にあたっては、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本的考え方とし、子どもが「確かな生きる力」を身につけ、心身ともに健全に育っていけるような環境整備を図ります。

#### 基本視点3 地域ぐるみで子育てを支える

保護者が子どもを育てることについては、家族、地域、行政、企業等社会のあらゆる分野において、それぞれの役割を果たし、社会全体で子育てを暖かく応援し、支え合っていくという視点に立った取組を進めていきます。

### 3 基本目標

基本理念を実現するための基本目標として以下の6つを設定し、各目標ごとの基本的方向を掲げます。

#### 基本目標1 子育て家庭への支援の充実

核家族化の進展、人との結びつきの希薄化が進む社会環境の中で、身近に相談する人がいない、子育て支援の内容を知らない、子育てを学ぶ機会がないといった理由から、育児に対する負担感や不安、孤立感を感じる親が増えています。

このため子育て中の親子や地域の子育て経験者等が気軽に交流できるような場づくりや、高齢者も含めた多世代交流の場づくり、子育てに関する情報の提供や、相談体制の充実に努めます。また、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育等、不定期な保育ニーズへの対応を図ります。

子育て家庭への経済的支援のため、子どもに対する各種手当の支給や養育費、教育費、医療費等の一部助成等を行います。

子育てに関する相談内容は多様化、複雑化しています。また妊婦については、出産前からのきめ細かな相談体制、情報提供が必要です。このため相談体制については、関係機関と連携して、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のないきめ細かな対応を図っていきます。

#### 基本目標2 すこやかに生み育てる環境づくり

妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、自信をもって育児に取り込めるような環境を整備することは、母親にとって極めて重要です。

このため、母子健康手帳交付時からのきめ細やかな保健指導等の充実や妊産婦・乳幼児等の訪問指導、妊産婦・乳幼児健康診査等の充実に努めます。若年・高齢妊婦や不安感のある妊婦家庭に対する支援については一層の充実に努めます。

子どもの健やかな成長に向けて、子どもの健康づくり、病気等の早期発見、小児医療体制の充実に努めます。

健康的な食習慣づくりの推進を図るため、食生活改善に関する事業の促進や保育所・学校等での食育教育を実施します。

いずれ親となる子どもたちが、心身ともに健全に育っていけるよう、成長に応じた保健教育の充実や思春期の子どもたちへの相談体制・支援体制の充実に努めます。

近年、急速に普及してきたパソコン、携帯電話、スマートフォン等の危険性についての啓発や、非行に巻き込まれないよう、家庭・学校・地域等において情報モラル教育の推進を図っていきます。

### 基本目標 3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

子どもの「生きる力」を育むための教育を、学校のほか、家庭や地域が連携して取り組んでいきます。子どもが社会に対する責任感を意識したり、生命の尊さや子どもを生き育てることの大切さを感じることができたりするような啓発活動、乳幼児とふれあう機会の提供、キャリア教育の推進及びスポーツ活動への支援等を行います。

さらには、社会のグローバル化や、急速に進む技術革新などに柔軟に対応できるような教育環境の充実を図ります。

また、いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対しては、関係機関と連携して対応していきます。

昨今、家庭における教育力の低下が指摘されていることから、家庭教育の大切さについての親の意識啓発や家庭教育に対する支援等の取組を進めます。

### 基本目標 4 支援を必要とする子ども等への支援の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、迅速かつ適切な対応が求められます。このため関係機関との連携により発生予防、早期発見、早期対応、再発防止の取組を強化します。

社会的養護については、児童養護施設や里親についての理解を深めるための啓発や支援体制の整備に努めます。

母子家庭は、児童の教育、進学、しつけ等の点で悩みを抱えており、多くの場合、経済的、社会的に不安定な状態にあります。父子家庭の経済基盤は比較的安定しているものの、児童の養育や日常的な家事等の悩みを持っています。

このため、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援、就業に向けた支援、子育てサービスの情報提供、相談体制等の充実を図ります。

障害児が安心して生活を送り、また健全な発達をとげていくため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により在宅支援の充実、教育支援体制の整備等の総合的な取組を推進します。

発達障害については、早期発見に努め、保育所・放課後児童クラブ等への受け入れ体制の充実を図ります。

### 基本目標 5 子育てと仕事の両立支援

働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、女性が自宅で働ける環境整備や、男性が家事や子育てに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、日常生活と職業生活のバランスを保たれたものにすることが重要です。

このため、家庭・地域・企業等の社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、企業や従業員に対する啓発活動を行います。

また、男女が協力して子育てを行っていけるよう男女共同参画社会の啓発にも努めます。

就業形態の多様化等により、保育サービスに対するニーズも増加・多様化しています。子育てと仕事の両立支援のため、休日保育・延長保育・一時保育等の保育サービスの充実や放課後児童クラブの充実を図っていきます。

## 基本目標 6 安全・安心なまちづくりの推進

子育て世代が長門に住んでみたいと思う優れた住環境の整備に努めます。

地域の人、身近な人とのふれあい・交流によって得られる経験は、子どもにとって「生きる力」を育むものとなります。

このため学校、家庭、地域の連携により、地域が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを推進します。

子どもが交通事故や犯罪の被害に遭うことは、保護者の大きな不安要因の一つです。

このため、地域の協力を得ながら交通安全対策や犯罪被害防止の取組を推進し、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

子どもや子育て家庭が安心して生活できるように、公共施設や道路環境整備についてはバリアフリー化に努めます。また公園や児童遊園等の計画的な整備を進めます。



## 第4章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

### 1 教育・保育の提供区域の設定

第1期事業計画と同様、長門市全域を提供区域として定める。

### 2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 特定地域型保育

(単位:人)

2020年度(令和2年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
①需要量の見込み	196	347	234	53
②供給量(確保の方策)	260	440	230	51
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	260	440	230	51
特定地域型保育 <sup>※2</sup>				
②-①=	64	93	△4	△2

※1 保育所、幼稚園、認定こども園 ただし、認可外保育施設含む

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

(単位:人)

2021年度(令和3年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①需要量の見込み	186	329	227	51
②供給量(確保の方策)	260	440	230	51
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	260	440	230	51
特定地域型保育 <sup>※2</sup>				
②-①=	74	111	3	0

(単位:人)

2022年度(令和4年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①需要量の見込み	173	307	217	48
②供給量(確保の方策)	260	440	230	51
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	260	440	230	51
特定地域型保育 <sup>※2</sup>				
②-①=	87	133	13	3

(単位:人)

2023年度(令和5年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①需要量の見込み	168	296	206	46
②供給量(確保の方策)	260	440	230	51
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	260	440	230	51
特定地域型保育 <sup>※2</sup>				
②-①=	92	144	24	5

(単位:人)

2024年度(令和6年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①需要量の見込み	162	287	197	44
②供給量(確保の方策)	260	440	230	51
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	260	440	230	51
特定地域型保育 <sup>※2</sup>				
②-①=	98	153	33	7

※1 保育所、幼稚園、認定こども園 ただし、認可外保育施設含む

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設



### 3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、以下の13事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行う等柔軟な対応を図ります。

①利用者支援事業	⑧一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業	⑨時間外保育事業
③妊婦健康診査	⑩病児保育事業
④乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後児童健全育成事業
⑤養育支援訪問事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥子育て短期支援事業	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

##### ①利用者支援事業

###### 事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。（子育て世代包括支援センター）

###### 対象者

原則、18歳までの子どもとその保護者

###### 単位

箇所

###### 需要量の見込みと供給量

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	1	1	1	1	1
②供給量(確保の方策)	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

## ②地域子育て支援拠点事業

### 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言そのほかの援助を行う。

### 対象年齢

0歳児～2歳児

### 単位

人日/月

### 需要量の見込みと供給量

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	2,001	1,930	1,842	1,757	1,677
②供給量(確保の方策)	2,001	1,930	1,842	1,757	1,677
②-①=	0	0	0	0	0

## ③妊婦健康診査

### 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

### 対象年齢

妊婦

### 単位

人、回/年

### 需要量の見込みと供給量

人数	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	2,100	2,030	1,960	1,890	1,820
②供給量(確保の方策)	2,100	2,030	1,960	1,890	1,820
②-①=	0	0	0	0	0
回数	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	14	14	14	14	14
②供給量(確保の方策)	14	14	14	14	14
②-①=	0	0	0	0	0

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

##### 事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

##### 対象年齢

0歳児

##### 単位

人/年

##### 需要量の見込みと供給量

人数	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	150	145	140	135	130
②供給量(確保の方策)	150	145	140	135	130
②-①=	0	0	0	0	0

#### ⑤養育支援訪問事業

##### 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

##### 対象年齢

1歳～6歳(就学前)

##### 単位

人(支援対象人数)

##### 需要量の見込みと供給量

人数	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	40	38	35	32	30
②供給量(確保の方策)	40	38	35	32	30
②-①=	0	0	0	0	0

#### ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

##### 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

##### 対象年齢

0歳児～5歳児

**単位**

人日/年

**需要量の見込みと供給量**

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	5	5	5	5	5
②供給量(確保の方策)	5	5	5	5	5
②-①=	0	0	0	0	0

**⑦ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)****事業概要**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

**対象年齢**

0歳児～6年生

**単位**

人日/年

**需要量の見込みと供給量**

低学年・高学年合計	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	271	271	271	271	271
②供給量(確保の方策)	271	271	271	271	271
②-①=	0	0	0	0	0

**⑧-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育) 1号認定****⑧-2 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育) 2号認定で幼稚園希望****事業概要**

保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

**対象年齢**

3歳児～5歳児

**単位**

人日/年

**需要量の見込みと供給量**

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	12,494	11,866	11,036	10,677	10,318
②供給量	12,494	11,866	11,036	10,677	10,318
②-①=	0	0	0	0	0

### ⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

#### 事業概要

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に保育所や認定こども園で保育を行う。

#### 対象年齢

0歳児～5歳児

#### 単位

人日/年

#### 需要量の見込みと供給量

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	420	402	378	364	349
②供給量	420	402	378	364	349
②-①=	0	0	0	0	0

### ⑨時間外保育事業（延長保育）

#### 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する。

#### 対象年齢

0歳児～5歳児

#### 単位

人/年

#### 需要量の見込みと供給量

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	179	171	161	155	149
②供給量	179	171	161	155	149
②-①=	0	0	0	0	0

### ⑩病児保育事業

#### 事業概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する。

#### 対象年齢

0歳児～5歳児

#### 単位

人日/年

**需要量の見込みと供給量**

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	408	390	375	358	345
②供給量	408	390	375	358	345
②-①=	0	0	0	0	0

**⑪放課後児童健全育成事業****事業概要**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

**対象年齢**

1年生～6年生

**単位**

人/年

**需要量の見込みと供給量**

低学年	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	142	139	134	124	118
②供給量	142	139	134	124	118
②-①=	0	0	0	0	0
高学年	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	28	27	26	26	25
②供給量	28	27	26	26	25
②-①=	0	0	0	0	0

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 事業概要

保護者の世帯所帯の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具そのほかの教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。

### 供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

## ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図ります。

### 供給体制

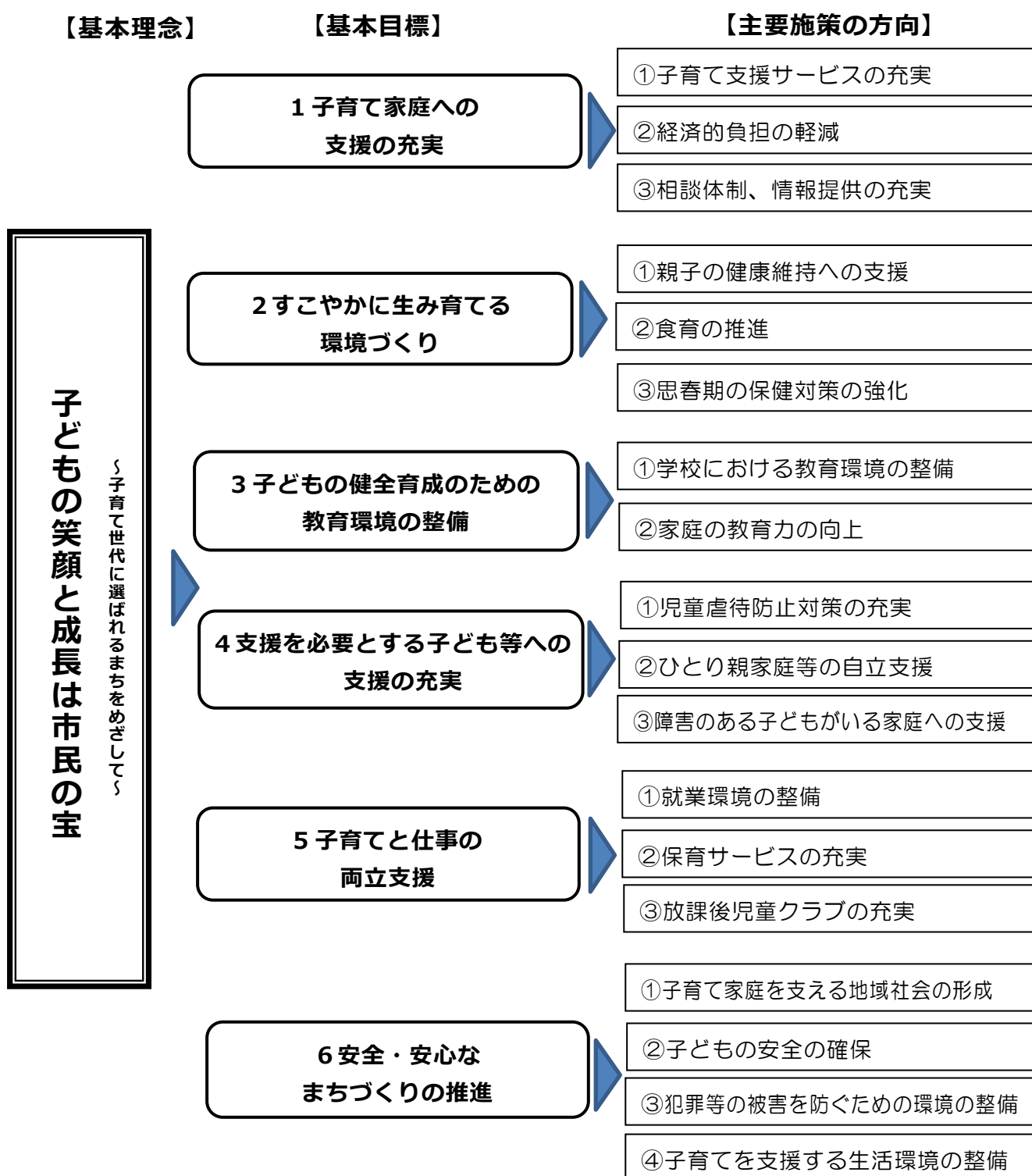
今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。



## 第5章 実施計画

### 1 計画の体系

■施策体系図■





## 2 主要施策の方向

基本目標ごとに主要施策の方向を掲げます。

### 目標1 子育て家庭への支援の充実

#### ①子育て支援サービスの充実

- 地域子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。  
また、子育て中の親子や子育て経験者等が、気軽に交流できる地域の子育て支援の場づくりや高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。
- ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実を通して、不定期な保育ニーズへの対応を図ります。ファミリー・サポート・センターについては、利用者の拡大を図るために周知を図ります。
- 主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握及び情報共有を図り、個々の家庭に対する子育て支援の充実に努めます。

#### ②経済的負担の軽減

- 保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続して進め、充実を図るとともに、生まれる前からの支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や多子世帯への支援等の充実に努めます。支援制度や制度の改正について周知を行い、必要な家庭が確実に受給できるように努めます。

#### ③相談体制、情報提供の充実

- 妊娠期から出産、子育て期へと、切れ目のない支援を行うため、母子保健コーディネーター（保健師等の専門職）を専属的に配置し、地区担当保健師と連携して妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの総合的相談支援を行う長門市版子育て世代包括支援センターである「長門市産前産後サポートステーション」における相談体制、情報提供の充実、強化を図ります。
- 情報提供については、既存のパンフレット等の有効活用のほか、広報紙や市ホームページ等を活用した情報提供の更なる充実を図ります。
- 高齢者、障害のある人、生活困窮者、子ども・子育て等の問題に対し、組織横断的な対応を図るために開設した「福祉総合相談窓口」の体制づくりを進めます。

## 目標2 すこやかに生み育てる環境づくり

### ①親子の健康維持への支援

- 安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付時の相談体制を充実し、若年及び高齢の妊産婦や育児不安の強い母親に対して、適切な支援を行います。
- 健やかな子どもの成長と親が安心して子育てができるよう、妊産婦・乳幼児健康診査等について、受診率100%を目指して今後も実施します。
- 小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査や健康教育を実施し、病気等の早期発見に努めるとともに、安心して子育てができるよう、小児医療体制の充実等に努めます。

### ②食育の推進

- 楽しい食事は健康な身体をつくるだけではなく、望ましい生活習慣の基本となるものです。そのためにも、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供、食生活講座の開催、保育所における「食育」の推進を通して、小児期からの生活習慣病の予防と、適切な食習慣の確立を図ります。
- 長門市食育推進会議、長門市食生活改善推進協議会、長門市水産物需要拡大総合推進協議会等の関係団体と連携して、健康・食育活動を行います。
- 子どもの食習慣は親の食生活から大きく影響を受けているため、保護者向けや親子で取り組める食育活動、共食を推進します。

### ③思春期の保健対策の強化

- 思春期の子どもたちが成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスがとれた成長を促すために、発達に応じて性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。
- 小中学校の児童生徒の薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図るため、学校、家庭、地域が連携した持続可能な取組を行うため、学校運営協議会やPTAでの取組を活性化していきます。
- SNSの影響は多岐にわたることが多いため、本人や保護者向けの正しい情報を届ける活動を家庭教育へも広げていきます。

## 目標3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

### ①学校における教育環境の整備

- 基礎的な学力を重視するとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等の「生きる力」を身につけさせます。豊かな人間性を育むため、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感を認識できるよう、また生命の尊さや子どもを生み育てることの意義等を教育・啓発するため、乳幼児とふれあう機会の提供や、キャリア教育の一層の推進を図っていきます。

- 英語教育の充実やICTを活用したプログラミング教育の推進を通して、社会のグローバル化や技術革新に対応できる教育環境の整備を進めます。
- いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、現在、教育支援センターで、教育相談員が不登校児童生徒や保護者、教職員への相談・支援をしていますが、児童生徒を取り巻く環境の複雑化や不登校児童生徒の増加等に対して、専門的かつ組織的な対応が可能となるよう、体制整備を図ります。
- 子どもがスポーツに親しむ機会を増やし、定期的・継続的に体を動かすことができるスポーツ環境の充実を図ります。
- 学校運営協議会の3つの機能である「学校運営」「学校支援」「地域貢献」に基づいた学校運営協議会や地域協育ネットの取組等により、地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。
- 学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、様々な世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。
- 学校施設の老朽化が進んでいます。「長門市学校施設長寿命化計画」に基づき、効率的、継続的な学校施設の改修を進めます。

## ②家庭の教育力の向上

- 核家族化が進んでおり、家庭教育への支援が今後も一層求められることから、保護者を対象とした講座や講演会等を活用し、基本的な生活習慣や親としての役割、子どもとの関わり方の気づきを促す学習機会の充実を図るとともに、親同士の関係づくりや家庭及び地域の教育力の向上に取り組みます。

## 目標4 支援を必要とする子ども等への支援の充実

### ①児童虐待防止対策の充実

- 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や講習会への参加等を通じた体制強化及び資質の向上を図ります。一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求める等、県との連携強化を図ります。
- 虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、産前産後サポートステーション等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。また、早期発見、早期対応を図るため、学校では個々の児童生徒の状況把握と現在も課せられている通告の義務を徹底します。さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員、長門市少年安全サポーター、NPO、ボランティア等の団体等を積極的に活用します。

- 子ども・子育て支援を推進するにあたっては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用に努めます。

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

## ②ひとり親家庭等の自立支援

- ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育サービス及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。
- ひとり親家庭等の中学生を対象に、公民館で実施している「学習支援事業」の充実を図り、基礎的な学力の定着を図ります。

## ③障害のある子どもがいる家庭への支援

- 障害のある子どもについては、障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。  
また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。
- 乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に対する十分な情報提供に努めます。
- 保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害児とその家族等に対する支援の充実に努めます。
- 発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知のほか、児童発達支援センター等と連携しながら、保育所・放課後児童クラブ等へ障害児の受け入れを、保護者の希望に添えるよう支援に努めるとともに、発達障害への理解促進や保育士のスキルアップを図ります。

## 目標5 子育てと仕事の両立支援

### ①就業環境の整備

- 既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が求められています。そのためには、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりが必要となっています。中でも、ICTを活用した場所や時間にとらわれない

柔軟な働き方であるテレワークの導入を通して、女性が自宅で働ける環境整備も必要です。様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解を含め、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。また、インターネットや広報等を通じて、子育てに関する理解の促進、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発等を推進します。

- 働き方改革に関しては市内企業や団体においても普及してきていますが、父親の子育て参加や育児休業が取れる環境づくりには課題が多いため、企業や地域社会への意識啓発活動にさらに継続して取り組みます。また、イクメンセミナー等の意識啓発にも継続的に取り組みます。
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

## ②保育サービスの充実

- 令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、保育施設の利用希望が増えることが予想されるため、各種の保育サービスを充実し保護者の希望に沿った保育の確保に努めます。
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援制度の対象外である幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度が創設されたことを踏まえ、これら施設の利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。
- 就労形態の多様化等、様々な社会的変化に伴い、保育サービスに対する保護者のニーズが増加しています。多様化した保育ニーズに対応するため、休日保育・延長保育・一時預かり等の保育サービスの充実を努めます。
- 保護者からの要望が強い病児・病後児保育については、質・量両面でその充実に努めます。
- 食物アレルギー等を抱える幼児・児童の食事については、食物アレルギー対応マニュアルに沿って対応していますが、アレルギー対応委員会で保護者の意見を聞くとともに、給食等で間違いがないよう、チェック体制をはじめ細心の注意を払いながら対応します。

## ③放課後児童クラブの充実

- 放課後や週末、長期休暇期間中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。放課後児童クラブについては、待機児童を発生させない方針のもと、入会を希望するすべての児童を受入れて保育を実施していますが、支援員の確保に努めるとともに、引き続き、適切な保育の提供を行なっていきます。

## 目標6 安全・安心なまちづくりの推進

### ①子育て家庭を支える地域社会の形成

- 親子のふれあいや祖父母等との交流の中で身についた知恵や知識は、学校教育ではなしえないことです。人とふれあう機会が少ない現代の子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくため、学校、家庭、地域の連携協力を推進し、各事業が有機的に連携する仕組みを作り、地域が積極的に子どもの教育や子育て支援に係わる環境づくりを進めていきます。
- 子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に係わる人材の養成を図るとともに、子どもへの様々な体験活動等の充実を図ります。

### ②子どもの安全の確保

- 子どもを交通事故から守るため、地域と学校、警察等の関係機関・団体が連携し、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、交通安全意識の向上に努めます。併せて、チャイルドシートの使用効果及び使用法の普及啓発活動を推進します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園周辺の危険箇所を洗い出して、対策会議を開催する等、子どもの安全確保に努めます。

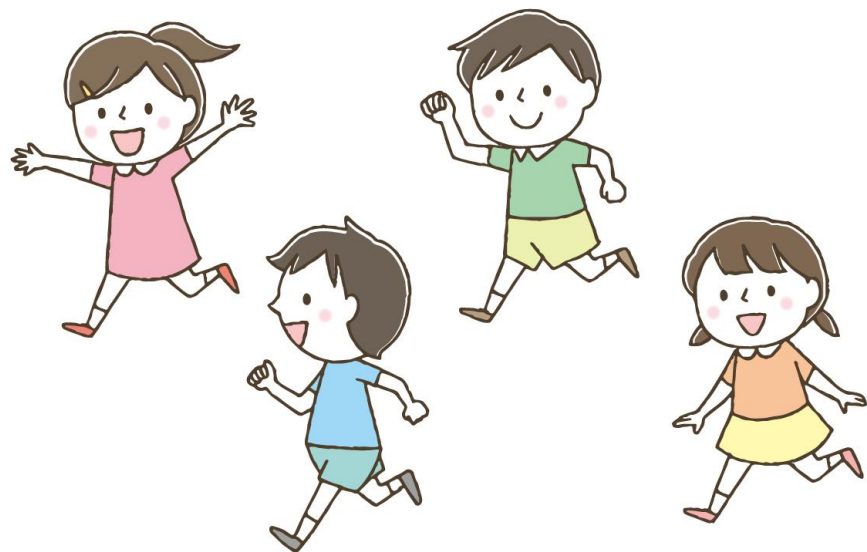
### ③犯罪等の被害を防ぐための環境の整備

- 子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々凶悪化する傾向にあることから、保護者にとっては大きな不安要因の一つとなっています。  
子どもを犯罪等から守るために、防犯対策協議会の活動、地域の防犯パトロール等の防犯活動、防犯灯・防犯カメラの設置等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。
- 少年安全サポーターの指導により、各校において効果的な防犯訓練を実施します。
- 不審者情報の件数が増加しており、関係機関との情報共有を迅速かつ適切に行います。保育所等への不審者の侵入を想定した訓練等に心がけます。

### ④子育てを支援する生活環境の整備

- 子育て世代の移住・定住のため「長門市まち・ひと・しごと総合戦略」と連動した”住んでみたい長門”につながる住宅・住環境の充実に努めます。
- 「長門市木育推進基本計画」に基づき、「木育を核とした子育て世代に選ばれるまちづくり」を通じた子育て環境の充実等に取り組みます。
- 通学路に歩行者専用道路がない、道幅が狭い道路がある等、安全な道路環境とはいえない状況があります。通学路安全合同会議等で危険箇所の抽出を行うとともに、教育委員会、道路管理者、警察との連携による対策に引き続き取り組みます。

- バリアフリー化等子どもや高齢者にやさしい計画的かつ効率的な道路整備、施設整備に努めます。
- 子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や児童遊園等の計画的な整備と適切な管理を図ります。



### 3 計画の推進体制

#### (1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、保育所、認定こども園等の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する保育ニーズに応えられるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う保育所、幼稚園、認定こども園は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるように、相互の連携に努めます。

#### (2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「長門市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む。）について、点検・評価し、この結果を公表します。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

##### 【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】

- 教育・保育施設の提供量(確保方策)
- 地域子ども・子育て支援 13 事業の提供量(確保方策)

##### 【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】

- 「子育ての環境や支援への満足度」に対する評価を、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする。



# 資料編



# 1 長門市子ども・子育て会議条例

(平成25年6月29日条例第23号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、長門市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、法第77条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 子ども・子育て会議の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

## 2 長門市子ども・子育て会議委員

(五十音順、敬称略、役職名等は就任時のもの)

	団体名	役職名等	氏名	備考
1	長門市医師会	長門総合病院小児科医	青木 宜治	
2	山口県保育協会長門支部	みすゞ保育園長	上野 隆宣	
3	保護者代表(明倫小学校)		大迫 享子	
4	日置子育て支援センター	子育て支援センター長	吉祥 ひとみ	
5	小・中学校保護者代表		倉本 優善	
6	保護者代表(東深川保育園)		水津 幸樹	
7	保護者代表(菱海保育園)		高木 裕美	
8	長門市母子保健推進協議会	会長	橘 実千代	副会長
9	長門市民生児童委員協議会	主任児童委員	林 香織	
10	学識経験者		檜垣 正男	会長
11	保護者代表(日置保育園)		東井 孝倫	
12	長門地区私立幼稚園連盟	あおい幼稚園長	吉岡 光雄	

(任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日)

委員交代

平成31年4月1日付

新	日置子育て支援センター	子育て支援センター長	松尾 加恵美	
旧	日置子育て支援センター	子育て支援センター長	吉祥 ひとみ	

### 3 長門市子ども・子育て支援事業計画 策定経過

#### ■平成30年度

日付	内容	説明
8月20日	第1回 長門市子ども・子育て 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長選出</li> <li>・第1期長門市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について</li> <li>・次期長門市子ども・子育て支援事業計画の策定について</li> </ul>
11月28日	第2回 長門市子ども・子育て 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期長門市子ども・子育て支援事業計画アンケート調査について</li> </ul>
1月	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する就学前児童のいる世帯の保護者1,200人を無作為抽出 回収数653（回収率54.4%）</li> <li>・市内に居住する小学生のいる世帯の保護者700人を無作為抽出 回収数344（回収率49.1%）</li> </ul>

#### ■令和元年度

日付	内容	説明
7月31日	第1回 長門市子ども・子育て 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果報告について</li> <li>・第1期長門市子ども・子育て支援事業計画の検証と評価について</li> <li>・第2期長門市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールについて</li> </ul>
9月25日	第2回 長門市子ども・子育て 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期長門市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について</li> <li>・量見込みと確保方策について</li> </ul>
12月2日	第3回 長門市子ども・子育て 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期長門市子ども・子育て支援事業計画の素案について</li> </ul>
1月7日	行政経営会議にて説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期長門市子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> </ul>
1月28日～ 2月28日	パブリック・コメント の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期長門市子ども・子育て支援事業計画（案）提出意見0件</li> </ul>
2月14日	議員全員協議会にて説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期長門市子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> </ul>

第2期長門市

子ども・子育て支援事業計画

2020 (令和2)年3月発行

[発行者] 長門市  
[編集] 長門市役所 市民福祉部子育て支援課  
〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2